

○広川町老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付要綱

平成28年3月23日

告示第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の安全・安心の確保と住環境の改善及び良好な景観の維持を図るため、広川町内において使用されず、適正に管理されていない老朽危険家屋等を除却する事業（以下「事業」という。）を行う者に対して、予算の範囲内で広川町老朽危険家屋等除却促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、広川町補助金等交付規則（平成18年広川町規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽危険家屋等 周辺の住環境等を悪化させ放置されている木造若しくは軽量鉄骨造の建築物又はその部分で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 別表に掲げる家屋等の老朽度の判定基準による各評点の合計が100点以上の建築物

イ その他町長が除却の必要があると認める建築物

(2) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に定める敷地をいう。

(3) 申請者 老朽危険家屋等の所有者又は所有者の相続関係者等をいう。

(4) 対象費用 老朽危険家屋等の除却及び処分に要する費用をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる老朽危険家屋等は、事業者が除却工事を行うもので、次の各号に掲げる全ての要件を満たした建築物又は町長が特段の事情があると認めて対象とした建築物でなければならない。

- (1) 所有権以外の権利が設定されていない建築物（権利を有する者からの承諾を得たものを除く。）
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していない建築物
- (3) 公共事業に伴う移転、建替えその他の補償の対象となっていない建築物
- (4) 所有者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者でない建築物

2 補助金の交付は、同一敷地において1回限りとし、敷地内に前条第1号アに該当する建築物又はその部分が複数存在する場合は、その全てを除却するものとする。ただし、町長が特段の事情があると認めた場合を除く。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には補助の対象としない。

- (1) 対象となる建築物の所有者が法人である場合
- (2) 補助を受ける目的で故意に破損させたと町長が認めた場合

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、対象費用に2分の1を乗じて得た額以内とし、50万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 前条第2項ただし書の規定により過去にこの要綱に基づく補助金を受けている場合は、50万円から既に交付した額を差し引いた金額を限度とする。

（事前調査）

第5条 この事業を実施しようとする者は、老朽危険家屋等除却促進事業事前調査申込書（様式第1号）を提出し、町が実施する事前調査により、家屋等が危険であることの判定を受けなければならない。

2 町長は、前項の申込みがあったときは、現地調査を行い、その結果を老朽危険家屋等除却促進事業事前調査結果報告書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（補助金交付の申請等）

第6条 申請者は、事業に着手する前に老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 老朽危険家屋等除却促進事業実施（変更）計画書（様式第4号）
- (2) 確認書（様式第5号）
- (3) 老朽危険家屋等の解体工事見積書（写し）
- (4) 位置図
- (5) 現況写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請があったときは、その審査をし、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第7条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後、事業の内容を変更しようとするときは、老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付変更申請書（様式第7号）に老朽危険家屋等除却促進事業実施（変更）計画書（様式第4号）及び前条第1項第2号から第6号までに定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付決定変更通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

3 交付決定額の変更を伴わない軽微な変更が生じる場合は、遅滞なく老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付申請内容変更届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（事業の着手）

第8条 事業の着手は、補助金交付決定後に行わなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第9条 申請者は、補助金交付決定後において、事業を中止又は廃止しようとする場合は、老朽危険家屋等除却促進事業補助事業中止（廃止）通知書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、申請者が前項の老朽危険家屋等除却促進事業補助事業中止（廃止）通知書（様式第9号）を提出したときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

（事業の完了報告）

第10条 申請者は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の2月28日のいずれか早い日までに、老朽危険家屋等除却促進事業完了報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出し、その検査を受けなければならない。

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 請求書又は領収書の写し（除却工事を行った者が発行したものとし、請求書の場合は後日領収書を提出するものとする。）
- (3) 工事写真（施工前及び施工後）
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による完了報告書を受理したときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、老朽危険家屋等除却促進事業補助金確定通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行うものとする。

2 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第14号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和9年3月31日をもって、その効力を失う。

（経過措置）

3 別表については、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年4月1日告示第12号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日告示第48号）

この告示は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度までの補助金について適用する。

附 則（令和3年3月31日告示第36号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月21日告示第24号）

この告示は、令和6年3月31日から施行する。

別表（第2条関係）

評定区分		評定項目	評定内容	評点			
1	構造一般の程度	(1) 基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10			
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20			
		(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25			
2	構造の腐朽又は破損の程度	(3) 床	イ 根太落ちがあるもの	10			
			ロ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15			
		(4) 基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25			
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50			
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100			
		(5) 外壁又は界壁	イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15			
			ロ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地が露出しているもの又は壁体を貫通する穴が生じているもの	25			
		(6) 屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりがあるもの	15			
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒がたれ下がったもの	25			
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50			
		3	防火上又は避難上の構造の程度	(7) 外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	
					ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
		(8) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10			
4	排水設備	(9) 雨水	雨樋がないもの	10			
5	道路等の通行人又は隣接地に対する影響	外壁又は屋根等	外壁や屋根材等が道路又は隣接地に落下する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	25			
6	その他		街並みの景観を著しく害するなど、特別な配慮が必要なもの	15			
7	定住促進強化地域		イ 定住促進強化地域内のもの	15			
			ロ 定住促進強化地域内にあり、建築基準法上の道路に接しているもの	25			

合計	点
----	---

別表（第2条関係）

様式 略